こんにちは

民生委員・児童委員です。

生活上の心配ごと、困りごとをご相談ください

相談内容の秘密は守ります

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって 地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から 委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は 児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支 給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期 は3年です(再任が可)。

人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進 に熱意のある人など民生委員法に規定された要件を満た す人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都 道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置 された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働 大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。

★全国で約23万人の民生委員・児童委員が 活動しています。

全国共通の制度として、国民すべてが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準(一定の世帯数ごと)を踏まえつつ市町村(特別区を含む。以下同じ。)ごとに定数が定められています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員は

地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役です。

自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行なっています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があ り、相談内容の秘密は守られます。

主任児童委員とは

子どもや子育でに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

主任児童委員は、子育でを社会全体で支える「健やかに 子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために、平成6年 1月に制度化されました。子どもや子育でに関する支援 を専門に担当する民生委員・児童委員で、全国で約2 万1千人が活動しています。それぞれの市町村にあって担 当区域をもたず、民生委員・児童委員と連携しながら子 育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の

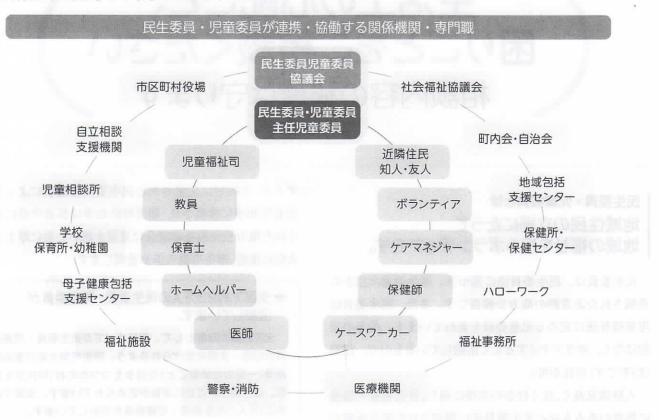
- 社会奉仕の精神
- 3つの基本姿勢
- 基本的人権の尊重
- ·政治的中立

民生委員・児童委員は

幅広い関係者とのネットワークを有しています

民生委員・児童委員は地域住民の抱える悩みごとや 地域で発見した課題を解決するために、行政への働きか け、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡など の役割を果たします。 また、誰もが笑顔で、安全に、そして安心して住み続けられる地域づくりのために、地域住民や関係機関・団体と連携、協力して地域の絆づくりを進め、地域福祉の充実のための取り組みを進めています。

地域住民を見守り、支えるネットワーク



民生委員児童委員協議会(民児協)とは

すべての民生委員・児童委員は市町村の一定区域ごとに置かれる「民生委員児童委員協議会」(民児協)に所属しています。民児協には、民生委員法第20条により市町村の一定区域ごと(町村は原則として全域で一区域)に設置が定められている法定単位民児協と、市、区または郡、都道府県・指定都市に組織される連合民児協とがあります。

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりします。

個人としての民生委員・児童委員を組織としての民 児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と連 携・協働して地域福祉の推進に取り組んでいます。各民 児協において、地域の実情に即した重点目標を掲げ、地 域住民が安心して生活できるまちづくりのためにさまざ まな取り組みをしています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は皆様の身近な地域で活動しています

詳しくは、市区町村行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの相談窓口にお問い合わせください。

全国民生委員児童委員連合会

事務局 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内 Tel 03-3581-6747 / Fax 03-3581-6748 http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/ 8新且

鈴木敬人 922-1646